

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会  
給食業務委託業者選定  
プロポーザル実施要綱

令和3年9月

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会  
給食業務委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要綱

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会における給食業務の委託業者を選定するに当たり、利用者の生活において食事の楽しみは大きな比重を占めることから、価格のみを比較する競争入札方式でなく、食事提供の方針・体制、価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式により行います。

公募に当たっての条件等は次のとおりです。

1 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会給食業務
- (2) 委託業務箇所 ①桑名市星川字堂ヶ峰2239-1  
②桑名市江場111-5  
③桑名市下深谷部4960-10
- (3) 委託業務内容 別紙仕様書のとおりとする
- (4) 契約期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 応募の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる項目のすべてを満たしていること。

- (1) 三重県内に会社の本店、支店、営業所又はこれに類する事業拠点を有すること。
- (2) 過去5年間に高齢者、障害者、児童に係る施設での給食業務実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 三重県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に、三重県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

### 3 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（別紙1）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和3年10月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 桑名市常盤町51番地 総務企画課 担当：水谷・柴田
- (3) 提出方法 上記提出場所へ郵送もしくは持参してください。

### 4 提案書・見積書の内容及び提出方法

#### (1) 提案書の内容

提案書は別添の仕様書を参照するとともに、下記内容を含め作成してください。

##### ①会社の概要

- ア. 創立年月日
  - イ. 代表者氏名
  - ウ. 従業員数
  - エ. 所在地（本社及び業務場所最寄の営業所）
  - オ. 採用となった場合の契約窓口
  - カ. 本案件に従事するスタッフ数
  - キ. 主な高齢者、障害者、児童に係る施設での給食業務実績
  - ク. 配置される調理員の（予定者）の資格及び実績
- ②高齢者入所施設、高齢者通所施設、障害児者通所施設、保育園給食に対する基本的な考え方
- ③満足度向上のための具体的取組案（メニュー・特別食・行事食等）
- ④入居者等への個別対応の考えと取組案（嗜好、アレルギー等）
- ⑤嚥下困難者等に対する食事提供（嚥下調整食、療養食）
- ⑥食材調達と安全管理体制
- ⑦衛生管理体制
- ⑧人員配置計画及び人材確保にむけた考え方
- ⑨教育・研修体制
- ⑩運営管理体制
- ⑪危機管理体制（感染症及び災害等非常事態発生時、突発的な人員欠如時、食中毒発生時、一般的な事故発生時ほか）
- ⑫その他アピールする点があれば記載のこと

#### (2) 見積書

見積金額は、食材料費を除く人件費・管理費等について1年間の金額（税抜）について見積もってください。

(3) 提出方法

①提出期限 令和3年10月29日(金)午後5時まで

※提出期限後の受付、再提出、追加提出は一切認めません。

②提出場所 桑名市常盤町51番地 総務企画課 担当：水谷・柴田

③提出方法 上記提出場所へ郵送もしくは持参してください。

④必要部数 10部

5 仕様書に関する質問

(1) 受付期限 令和3年10月15日(金)午後5時まで

(2) 質問方法 書面によることとし、電子メールで提出してください。

【アドレス：soumu@kuwana-shakyo.com】

(3) 回答方法 質問の内容に応じて回答します。

回答は、桑名市社会福祉協議会ホームページに掲載します。

(4) 回答期限 令和3年10月22日(金)

6 選考方法

(1) 審査方法

①社会福祉法人桑名市社会福祉協議会の役職員で構成する選考委員会において審査を行います。

②審査基準に基づき、提案書等による書類審査及びヒアリング審査を実施します。

③審査基準に基づき、選考委員会で採点し、最も高得点の参加者を本業務委託契約締結に係る最優先交渉権者とします。

④最優先交渉権者が契約締結までに参加資格を有しなくなった場合、又は交渉不調等により契約できなくなった場合は、次点の参加者を新たに優先交渉権者として手続きを行います。

(2) 審査基準

①採点について

採点は、提案書等の内容に関する評価点及び価格等に関する評価点の合計点とします。

②審査の基準

ア 給食に対する基本的考え方及び取組 (10点)

イ 運営体制、教育研修及び業務実績 (20点)

ウ 衛生管理、人員及び危機管理、食材提供体制 (40点)

エ 委託料見積 (30点)

(3) ヒアリング

①日時 令和3年11月5日(金)頃

※詳細については別途通知します。

②場所 桑名市総合福祉会館 桑名市常盤町51番地

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に通知します。

ただし、各評価項目の点数等は公表しないものとします。

また、結果に対する異議は受け入れません。

7 契約

(1) 選定された業者と契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は、次点業者と交渉を行います。

(2) 選定業者と仕様書に基づき業務の詳細を協議した後、最終契約価格を決定し、本会理事会の議を経たのち、契約を締結します。

8 事業者選定に係る日程について

(1) 公募受付（各書類配布）	令和3年 9月30日（木）～
(2) 仕様書に関する質問受付期限	令和3年10月15日（金）
(3) プロポーザル参加申込締切	令和3年10月15日（金）
(4) 仕様書に関する質問回答期限	令和3年10月22日（金）
(5) 提案書等提出締切	令和3年10月29日（金）
(6) ヒアリング	令和3年11月 5日（金）頃
(7) 審査結果通知	令和3年11月中旬
(8) 業務委託契約の締結	令和3年12月

9 本件に関する問い合わせ先

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 総務企画課 担当 水谷・柴田

TEL：0594-22-8311 / E-mail:soumu@kuwana-shakyo.com

10 その他

(1) 提案書の提案は、1社につき1案とします。

(2) 提出された提案書は返却しません。

(3) 提案書に係る一切の費用は、提案者の負担とします。

(4) 提案書は受託者決定の目的以外には使用しません。

(5) 提案書の記載事項は契約時に仕様として採用します。

ただし、双方協議のうえ、内容の修正はできるものとします。

(6) 契約者の決定通知後において、提案書の内容等に虚偽又は不適切な事項等が発覚した場合は、契約を直ちに破棄します。

(7) 業務箇所における施設、設備、備品等に関する詳細は、(仮称)多世代

共生型施設に限り、別途図面等詳細資料を提示しますが、その他は必要に応じ現地施設で直接確認してください。なお、この際必要となる費用は全て参加者負担とします。

- (8) 施設等の現地見学をご希望される場合は、プロポーザル参加申込締切まで（10月15日 午後5時まで）対応します。  
事前に問い合わせ先へご相談ください。

以上